

平成25年3月18日

福祉用具購入費支給申請にあたって

奈良市介護福祉課 給付係

平成24年4月から福祉用具サービス計画の作成が義務付けられ、平成25年3月31日までの経過措置期間が終了することに伴い、奈良市では福祉用具購入費支給申請の際に福祉用具サービス計画書の写しをいただくこととしました。

お手数をおかけしますがご協力よろしく願いいたします。

なお、添付していただく福祉用具サービス計画の写しは次の事項の記載が必要となります。

- 利用者の基本情報（被保険者番号、氏名、年齢、性別、要介護等）
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）
- 利用者の同意に基づく署名と捺印